

監査公表第18号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年3月14日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別
財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の対象
財政援助団体 新城森林組合
所管部課 産業振興部森林課

第3 監査に当たった監査委員
原 義弘、山口洋一

第4 監査の期間
令和4年12月8日～令和5年3月2日

第5 監査の方法
新城森林組合の市からの補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、団体事務室や事業実施場所での現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうかの主眼において監査を実施した。
所管部課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城森林組合は、平成18年4月に新城、鳳来、作手の森林組合が合併し設立された森林組合法に基づく協同組合で、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、林業作業員、林業一人親方、協力会社等と共に、森林整備事業（植栽、下刈、除伐、枝打、間伐、伐採、搬出など）を行っている。

(1) 役員等数（令和4年11月末現在）

理事13名（うち、代表理事組合長1名、代表理事副組合長1名、専務理事1名）
監事3名（うち、代表監事1名）

(2) 事務局体制（令和4年11月末現在）

職員17名、臨時職員1名

(3) 事業

- 1 組合員のためにする森林の経営に関する指導
- 2 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
- 3 鳥獣害の防止、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
- 4 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
- 5 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
- 6 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売（第8号に掲げるものを除く。）
- 7 組合員の生産する林産物を材料とする建物その他の工作物の建設及び売渡し
- 8 組合員の生産する環境緑化木（林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。）の採取、育成、運搬、加工、保管及び販売
- 9 組合員の行う林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置その他組合員の行う林業その他の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 10 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する事業
- 11 組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け及び交換
- 12 組合員が森林所有者（権原に基づき、森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。以下同じ。）である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する事業
- 13 組合員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業
- 14 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する事業
- 15 組合員の労働力を利用して行う食用きのこその他の林産物の生産に関する事業
- 16 組合員のための森林経営計画の作成
- 17 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する事業
- 18 組合員の福利厚生に関する事業
- 19 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供
- 20 国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）の規定に基づいて行う森林保険に関する業務
- 21 農林中央金庫に対する組合員の、負担する債務の保証又はこれらの金融機関の委任を受けてする債権の取立て
- 22 独立行政法人農林漁業信用基金の業務の代理
- 23 第1号から第19号までに掲げる事業に附帯する事業
- 24 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当林地（森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの（これに附帯するその他の土地を含む。）をいう。以下同じ。）の売渡し及び区画形質の変更の事業並びに組合員からのその所有に係る転用相当林地の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業
- 25 林業を行う組合員の利益の増進又は森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者である組合員が協定を締結して

行う森林施業の共同化に関する規程（以下「共同施業規程」という。）の制定及び当該協定への参加の勧奨の事業

- 26 林業を行う組合員の利益の増進又は森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためにはこの組合が自ら経営することが相当と認められる森林で、この組合の地区内にあるもの及びこれに併せて経営することを相当とするこの組合の地区外にあるものについての森林の経営（委託又は信託を受けて行うものを除く。）及びこれに付帯する事業
- 27 組合員のための木材安定供給確保事業に関する計画の作成

2 監査対象事業について

補助事業等

令和3年度

水源林対策事業補助金	22,198,000円
水源林保全流域協働事業間伐推進事業補助金	16,400,000円
水源林保全流域協働事業水源林整備協定事業補助金	8,015,000円
水源林保全流域協働事業人材育成補助金	8,857,564円
新城市間伐材運搬事業補助金	617,560円

令和4年度

水源林対策事業補助金	23,450,000円
水源林保全流域協働事業間伐推進事業補助金	16,400,000円
水源林保全流域協働事業人材育成補助金	9,350,000円
新城市間伐材運搬事業補助金	1,000,000円

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

【新城森林組合】

意見

- 1 補助金の取扱いについて、年度ごとの処理経過がさらに明確なものとなるように、書類整理の方法を検討していただきたい。
- 2 職員が異動しても仕事の手順が分かるように、また、仕事の中に潜むリスクへの対応があらかじめとれるように、手順書の作成について検討していただきたい。

【産業振興部森林課】

意見

- 1 所管課として、補助金の使われ方がわかりやすく説明できるような書類整理の仕方について、団体に対してご指導いただきたい。